

育児休業等期間中の保険料免除について

第一種組合員が育児休業等を取得した場合、保険料免除申請書を同休業等期間中に提出いただくことにより、組合員負担分及び事業主負担分の保険料を免除します。

免除を希望されるときは、次の手続きが必要となりますので、事業所の保険事務担当者へ申出てください。

・育児休業等とは、育児・介護休業法に基づく育児休業等のことをいい、同休業等を取得した組合員のうち、3歳未満の子を養育するときは、申請に基づき保険料を免除します。

・保険料免除の対象となる育児休業等は、次のとおりです。

(ア) 出生時育児休業（産後パパ育休）

※ 産後パパ育休とは？

産後休業をしていない労働者が、原則出生後8週間以内の子を養育するためにする休業で、取得日数は4週間（28日）まで、回数は分割して2回まで育児休業とは別に取得することができます。なお、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能となっています。

(イ) 満1歳（パパ・ママ育休プラスにより休業する場合は1歳2か月）未満の子を養育するための育児休業

※ パパ・ママ育休プラスとは？

父母がともに育児により休業する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間、父母がそれぞれ上限1年間（母親の場合は産後の休業期間を含みます。）、育児休業を取得することができます。

(ウ) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業

(エ) 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業

(オ) 所属する事業所の就業規則等において定める育児休業

この場合、1歳（「ウ」）の休業を申出することができる場合にあっては1歳6か月、「エ」の休業を申出することができる場合にあっては2歳）から3歳に達するまでの子の養育に係る育児休業に限ります。

●免除要件

(ア) 基準報酬月額分の保険料

次のいずれかに該当する場合に免除します。

① 月の末日時点において、育児休業等を取得していること。

② 育児休業等の開始月に、育児休業等を同一月内で14日以上取得していること。

※ 育児休業等開始日と育児休業等終了日の翌日が同月内の育児休業等を2つ以上取得した場合は、取得した日数を合算します。

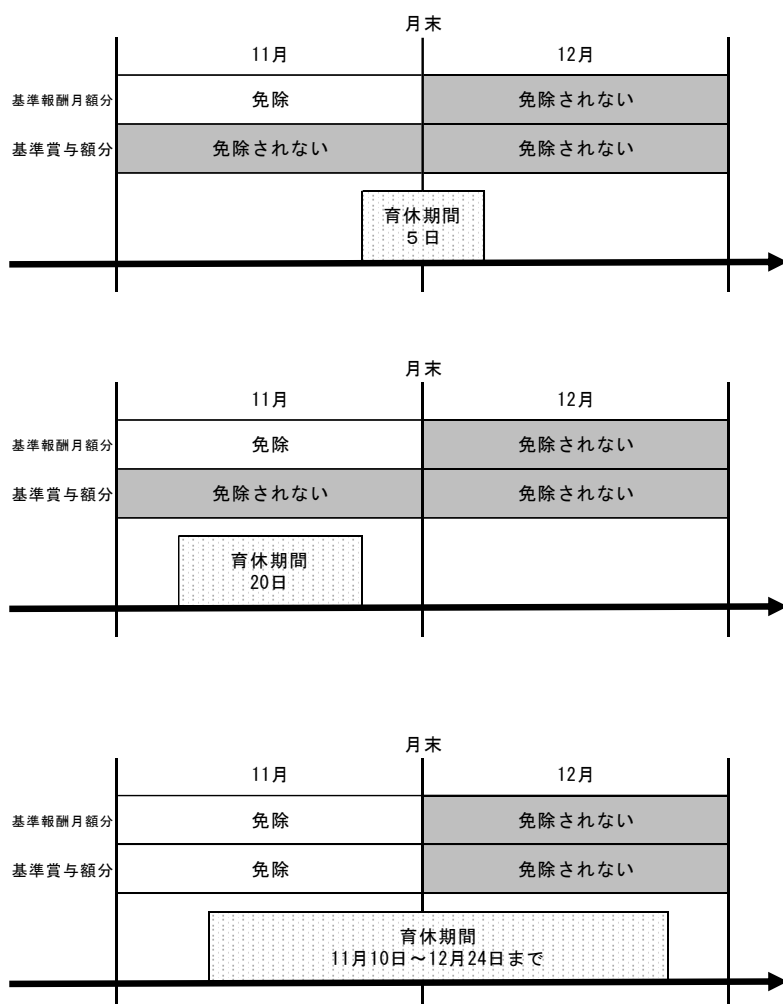
また、出生時育児休業（産後パパ育休）において、育児休業等開始日と育児休業等終了日の翌日が同月内であって、当該期間中に就労した日があるときは、当該就

労日を差し引きます。

(イ) 基準賞与額分の保険料

次のいずれにも該当する場合に免除します。

- ① 賞与を支給した月の末日時点において、育児休業等を取得していること。
- ② 育児休業等期間が連続して1か月を超えるものであること。



・基準報酬月額分の保険料は、育児休業等の開始月において、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、**同月中に14日以上育児休業等**を取得した場合にも免除されます。

・基準賞与額分の保険料は、賞与を支給した月の末日に育児休業等を取得しており、かつ、**1か月超の育児休業等**を、取得した場合のみ免除されます。

●申請手続き

当該保険料免除を申請する場合は、「[育児休業等取得者申請書（新規・延長）／終了届](#)」を組合ホームページから印刷のうえ、必要事項を記入して、育児休業等期間中又は育児休業等終了後1か月以内に事業主経由で提出してください。

なお、保険料免除の申請は次の育児休業等の区分ごとに、その都度、申請してください。

ただし、同一月内に複数の育児休業等を取得した場合において、それぞれの育児休業等取得日数を通算して14日以上となる場合は、1つの申請書にまとめて申請することができます。

●育児休業等終了届の提出について

育児休業等の終了予定日前に同休業を終了した場合は、休業終了日等の必要事項を記入して、「[育児休業等取得者申請書（新規・延長）／終了届](#)」を事業主経由で組合に提出してください。